

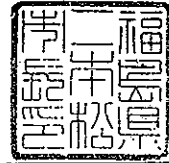


二本松市告示第 52 号

二本松市税条例（平成17年二本松市条例第68号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月30日付け二本松市告示第66号において、別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に主たる事務所又は事業所を有する法人市民税の納税義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成26年3月30日までの間に到来するものについて、平成26年3月31日とする。

平成26年3月28日

二本松市長 新野 洋



都道府県名	地域
福島県	田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村